



凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	住宅地区①
	住宅地区②
	沿道地区①
	沿道地区②
	幹線道路沿道地区①
	幹線道路沿道地区②

沿道地区では
路線式で指定距離の明示のないものは、すべて道路
または都市計画道路の境界線から20mとする。

「この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ずる。(27都市基交測第133号・MMT利許第27010号-79)」
「(承認番号)27都市基街部第183号、平成27年10月8日」